

西尾市契約規則（昭和39年西尾市規則29号）第7条の規定により、一般競争入札（事後審査）を次のとおり行う。

令和 8年 9月 7日

西尾市長 中村 健

案件番号		508100360
工事名		マンホール蓋改築工事
路線等の名称		幡豆東部処理分区8
工事場所		西尾市東幡豆町地内
工期		令和 8年10月 9日から令和 9年 3月12日まで
工事概要		マンホール蓋改築工 12基
予定価格		6,710,000円（税込）
最低制限価格		有
入札等の方法		あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下電子調達システムという。）を使用すること。
議会の議決		議会議決無し
入札者に必要な資格に関する事項	全 般	・ 公告日において西尾市の入札参加資格者として登録されており、次に掲げる全てに該当する者。
	業 種 等	建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事に係る許可を受けている者。
	地域要件及び総合数値に関する条件	・ 市内業者 西尾市内に本社を有する者 建設業法第27条の23の規定により、上記業種等の許可業種で総合審査評点数600点以上の者 ・ 地域要件は、西尾市入札参加資格者名簿に登録された所在地とする。 （総合審査評点数は、電子調達システムで公開している数値とする。）
	実績による条件	・ 市内業者については、市内営業年数が5年以上の実績を有すること。
	技 術 者	技術者の資格については、建設業法第26条の技術者以上を有する者。 ・ 配置予定の技術者は、公告があった日以前に所属建設業者と3箇月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
	そ の 他	・ 一般競争入札参加申込書を提出し、参加申込書受付票が発行された者。 ・ この公告の日から開札の日までの期間において、「西尾市競争入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加の対象から除外する措置を受けていない者。 ・ この公告の日から開札の日までの期間において、「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」に基づく排除措置を受けていない者。

一般競争入札参加申込書の提出方法及び日時	【方法】電子調達システムにより、一般競争入札参加申込書に参加資格の確認に必要な資料を添付して提出すること。添付するファイル名は「＜案件番号＞＜会社名＞申請資料」とすること。 【期間】令和 8 年 9 月 8 日 午前 8 時 0 分から 令和 8 年 9 月 18 日 午後 5 時 0 分まで 【その他】必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。
契約条項を示す場所及び日時	【場所】財政課及び西尾市ホームページ 【日時】令和 8 年 9 月 7 日 午後 1 時 30 分から 令和 8 年 9 月 18 日 午後 5 時 0 分まで
入札書等の提出方法及び日時	【方法】電子調達システムにより、内訳書及び契約締結方法申出書を添付して提出すること。添付するファイル名は「＜案件番号＞＜会社名＞内訳書及び契約締結方法申出書」とすること。 【期間】令和 8 年 9 月 28 日 午前 8 時 0 分から 令和 8 年 9 月 30 日 正午 まで 【入札回数】1 回とする。
開札の場所及び日時	【場所】財政課 【日時】令和 8 年 10 月 1 日 午前 8 時 52 分から（予定） 開札日の翌営業日までに落札業者を決定し、通知します。
入札の無効に関する事項	・入札者が本公告に示した必要な資格のない者。 ・西尾市契約規則第 12 条、西尾市電子入札（建設工事等）実施要領第 14 条及び入札心得書第 13 条に該当する入札をした者。 ・予定価格の 10%未満の入札は錯誤とみなして無効とする。
設計図書に対する質疑	設計図書に対する質疑がある場合には、電子メールにより提出すること。 【提出日】令和 8 年 9 月 18 日 午後 5 時 0 分まで ・入札案件に関する質疑回答ならびに連絡事項は、西尾市ホームページに掲載しますので、随時確認し、入札前には再度必ず確認すること。
前払金	有 ・ただし、西尾市公共工事の前金払取扱要領による。
入札保証金に関する事項	免除
契約保証金に関する事項	・契約金額が 500 万円（税込）以上の場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金が必要。
	・入札者は、西尾市電子入札（建設工事等）実施要領及び入札心得書並びに設計図書を熟読し遵守すること。 ・落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

その他必要な事項	・ 契約の締結 開札日から契約締結の日までの期間において落札者が排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。 ・ 損害の賠償 契約者が排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。 ・ 妨害又は不当要求に対する届出義務 契約者は契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、市への報告と警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、入札参加停止措置又は競争入札において契約の相手方としない措置を講じることがある。 ・ この工事は建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。 ・ 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、「建設工事等における電子契約について」を参照すること。
担当部署	総務部財政課 （TEL 0563-65-2163）